

# 所得税などの申告準備はできていますか？

令和元年分の所得税および復興特別所得税の確定申告と令和2年度市県民税の申告相談・受付が、2月17日(月)から始まります。

申告期間中、草津税務署のほか、市の会場で申告相談・受付を行います。なお、所得税および復興特別所得税の還付申告は、2月14日(金)以前でも税務署で受け付けています。

## 所得税および復興特別所得税の確定申告

所得税および復興特別所得税の確定申告は、毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じたすべての所得の金額とそれに対する所得税および復興特別所得税の額を計算し、源泉徴収された税金や予定納税で納めた税金などとの過不足を精算する手続きです。

### ■給与所得者の確定申告

給与所得者は、所得税および復興特別所得税が源泉徴収されていますが、確定申告が必要な場合や、申告すると源泉徴収された税金が還付される場合があります。

#### ●申告をしなければならない人

- ①令和元年分の給与収入金額が2000万円を超える人
- ②給与を1か所から受けていて、給与所得以外の所得の合計金額が20万円を超える人

税の申告納税はお早めに  
2月17日(月)～3月16日(月)



- ③給与を2か所以上から受けている人など

#### ●申告をすれば税金が還付される人

- ①令和元年中に一定の要件で住宅を取得、入居し、住宅ローンのある人
- ②令和元年中に多額の医療費を支払ったため、医療費控除を受ける人
- ③災害、盗難に遭ったため、雑損控除を受ける人
- ④年の途中で退職し、年末調整を受けていない人など

### ■事業、不動産、譲渡、雑所得などがある人の確定申告

事業（営業等・農業）、不動産、譲渡、雑所得などがある人で、令和元年中の所得の合計金額が所得控除の合計額を超えている人は、確定申告が必要です。

## 市県民税の申告

#### ●申告が必要な人

- ①令和2年1月1日現在、本市に住所を有する人で令和元年中に所得があった人
- ②国民健康保険や後期高齢者医療保険の加入者は、所得がなくても申告が必要です。
- ③各種福祉サービスを受ける人や所得証明書などが必要な人は、所得がなくても申告が必要な場合があります。

#### ●申告をしなくてもよい人

- ①確定申告をする人
- ②令和元年中の所得が給与所得だけで、勤務先から市役所に給与支払報告書の提出があった人

## 公的年金等を受給している人の申告

平成23年分の申告から、次の①と②の両方に該当する人は、所得税および復興特別所得税の確定申告が不要になりましたが、市県民税の申告が必要な場合があります。

●所得税および復興特別所得税の還付を受ける場合は、確定申告書を提出してください。

- ①公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下
- ②公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下

※源泉徴収の対象とならない公的年金等の支給を受けている人は確定申告が必要です。

## その他の注意事項

### ■医療費控除は領収書が提出不要になりました

●平成29年分の確定申告から領収書の提出の代わりに医療費控除の明細書の添付が必要となり、領収書の提出が不要となりました。医療費の領収書は自宅です。

年間保存する必要があり、税務署から求められたときは、提示または提出しなければなりません。

●医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます。医療費通知とは、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などです。

※平成29年分から令和元年分までの確定申告については、医療費の領収書の添付または提示によることもできます。

## 申告会場

### ■草津税務署での申告

期間：2月17日(月)～3月16日(月)  
(土、日、祝日を除く)

※還付申告は、申告期間前でも受け付けています。

※草津税務署の駐車場は2月3日から3月16日までご利用いただけません。公共交通機関などをご利用ください。

※草津税務署の申告会場は、多数の来場者があった場合、時間内でも終了する場合があります。

### ■市の申告相談会場での申告

市では、別表のとおり各会場を巡回し、申告相談を受け付けます。

※市役所税務課窓口では相談受付は行いませんのでご注意ください。

※土地や株式の譲渡所得、事業所得、不動産所得などがある人(公的年金等の受給者で、確定申告が不要になる人は除く)、また雑損控除を受ける人、住宅借入金等特別控除を受ける1年目の確定申告は、草津税務署で申告してください。

## 申告に必要なもの

●印鑑(認印)

●マイナンバー(個人番号)の分かる書類(個人番号カード、通知カードなど)

●顔写真付き本人確認書類(運転免許証など)

●源泉徴収票(給与所得や年金所得のある人)

●収支内訳書や青色申告決算書(事業所得や不動産所得がある人)

●社会保険料(国民年金保険料)控除証明書など

●生命保険料、地震保険料などの支払額の証明書

●医療費通知(医療保険者発行のもの)か所定様式の明細書、保険などで補填された金額の分かるもの(医療費控除を受ける人。あらかじめ、医療費領収書の合計額を計算し、明細書を作成してください。)

●家屋(土地)の登記事項証明書、売買(請負)契約書の写し、借入金の年末残高証明書(住宅借入金等特別控除を受ける人)

●還付先の口座が分かるもの(所得税および復興特別所得税が還付になる人。本人名義に限る)

●税務署から送付された「確定申告のお知らせ」はがき



※市役所正面駐車場が満車の場合は、市役所前旧中央公民館跡地仮設駐車場、または、南側栗東第1駐車場をご利用ください。平日は交通整理員を配置していますが、道路横断時は十分安全を確認し、ご来庁ください。

## ◎税理士による無料相談

開設日	受付時間	開設場所
2月21日(金)	9:30～12:00 13:00～15:30	栗東市商工会館3階研修室C (JR手原駅前、栗東市手原三丁目1-25)



※混雑状況により早めに相談受付を終了する場合があります。

※土地・建物・株式等の譲渡所得、贈与税、相続税の申告は、税務署にご相談ください。

☎草津税務署 562-1315

## ◎便利な国税庁ホームページをご利用ください (<http://www.nta.go.jp>)

- 「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って金額などを入力すれば、税額などが自動計算され、簡単に確定申告書が作成できます。  
また、平成31年1月から、「確定申告書等作成コーナー」で作成した申告書は、「IDとパスワード」があれば、e-Tax(電子申告)で送信できます。「IDとパスワード」の取得について、詳しくは税務署にお問合せください。
- 確定申告書などの用紙をダウンロードできます。
- 所得税および復興特別所得税や申告手続きなどのQ & Aがご覧いただけます。



## ◎市の申告相談日程 受付時間 9時～15時

月 日	申告会場	受付対象自治会
2月17日(月)	市役所 (2階)	川辺・川辺住宅・川辺県営住宅・灰塚・平葉・川辺グリーンタウン
2月18日(火)		手原・手原団地・大橋・大橋住宅
2月19日(水)		岡・目川・目川住宅・坊袋・旭町・新屋敷・小柿四区
2月20日(木)		安養寺(東・西・南区・北区・団地・一区・レークヒル)・赤坂・日吉が丘
2月21日(金)		下戸山・下戸山親交・下戸山グリーンハイツ・リバティーヒル下戸山・きららの杜・上鈎
2月25日(火)	コミュニティセンター金勝 (2階)	山入・辻越・蔵町・中村・トレセン
2月26日(水)		上向・下向・川南・中浮気団地・東坂・観音寺
2月27日(木)		美之郷・浅柄野・雨丸・ルモンタウン・片山・走井・成谷・井上
2月28日(金)	コミュニティセンター葉山 (2階)	辻・小坂・今土・葉山団地
3月2日(月)		宅屋・中・出庭・清水ヶ丘
3月3日(火)	コミュニティセンター葉山東 (2階)	林・小野・小野南・小野北・北尾団地・栗東ニューハイツ
3月4日(水)		伊勢落・六地藏・六地藏団地
3月5日(木)	コミュニティセンター大宝東 (ウイングプラザ3階)	蜂屋・野尻・リソシエ栗東グランディス・グレースィ栗東エクサーブ・ジオコート栗東・ルネスピース栗東ステーションスクエア・纒東・纒南・ウイングビュー・リーデンススクエア・ネバーランド・エスリード栗東
3月6日(金)		纒(北出・南出・花園・七里・成和・南橋)・大宝団地・グレースィ栗東(オーブ・ピステージ・セレージュ・デュオ)・サーパス栗東駅前・エスリード栗東第2・エスリード栗東駅前パークレジデンス・西浦・円田団地・苅原・市川原・笠川
3月9日(月)	コミュニティセンター治田西 (1階)	小柿(一区・二区・三区)・日の出町・中沢・中沢グローバル・中沢団地
3月10日(火)		下鈎(甲・乙・糠田井)・湖南平・北浦団地
3月11日(水)	コミュニティセンター大宝西 (1階)	小平井(一区・二区・三区・四区・五区・香鳥)・十里・明日香・美里
3月12日(木)		霊仙寺・霊仙寺住宅・海老川・北中小路
3月13日(金)	なごやかセンター	栗東市全域
3月16日(月)		

※市役所税務課窓口では、相談受付は行いません。

※自治会により割り振りをしていますが、指定の日に都合が悪いときは、他会場へお越しください。

※市の申告会場では、確定申告書の控えに受付印を押すことはできません。受付印の押印を希望する人は、税務署へ直接提出してください。

※市の会場で確定申告をする場合、申告の手引きなどで「添付または提示」とされている証明書、領収書などは申告書に添付していただきます。

※税務署発行の利用者識別番号を持参された場合は、原則添付書類を返却します。

圃税務課 市民税係 ☎551-0106 FAX551-2010